

質問回答書

件名 新図書館の整備等に係る官民連携アドバイザー業務等委託

No.	書類名称	項目・ページ	質疑内容（原文のまま）	回答
1	募集要項	1ページ 2 参加資格 (3)	「仕様書に定める業務に・・・」とありますが、どのように判断するのか、判断基準をお示しください。	業務実績や企画提案内容等により総合的に判断します。
2		3ページ	JV で参加する場合は、結成に係る協定書（写し）を提出することの記載がありますが、協定書の様式は貴市指定の様式がありますでしょうか。また、貴市指定の様式がある場合、JV 間で取り交わしたい追加の協定事項を貴市の指定様式に追記して取り交わしを行うことは可能でしょうか。	任意様式で可とします。
3	募集要項	6 参加手続き (1) 参加申込書等の提出	同種又は類似の業務として、「ア」・「イ」ともに、「整備等に関する」と記載がありますが、「整備等」という場合、指定管理業務等の公共施設の維持管理・運營業務のみを対象（例：設計・施工を含まない〇〇施設指定管理者選定支援アドバイザー業務／等）とした業務実績は、同種又は類似案件として認められますでしょうか。	いわゆるハード整備を伴う事業に係る「アドバイザー業務等」を、「同種又は類似の業務」とし、公共施設の維持管理・運營業務のみを対象としたものは含みません。
4	募集要項	3ページ 6 参加手続き (1) 参加申込書等の提出 ③ 納税証明書	提出書類等のうち、「③納税証明書（写し可）」正副各1部とありますが、証明対象である税金と提出書式は、以下でよろしいでしょうか。 【国税】 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がない証明用（その3の3） 【地方税】 直近の事業年度1年分の、法人事業税・特別税、法人住民税、事業所税、固定資産税償却資産の納税（課税）証明書	【国税】 お見込みのとおりです。 なお、納税証明書「その1 納税額等証明用」（法人税、消費税及び地方消費税についての記載があるもの）など、同等の納税証明書であれば可とします。 【地方税】 納税先自治体において、未納の税額がないことを証明する書類の交付を受けられる場合は当該書類とします。 それ以外の場合は、法人住民税の納税証明書とします。 （いずれも直近の事業年度1年分の証明で可）
5	募集要項	3ページ 6 参加手続き (1) 参加申込書等の提出	受注を確認できる書類として、テクリスで受注内容を証明できる場合は、テクリスの添付を認めていただけますでしょうか。 また、テクリスで受注内容が証明できる場合は、契約書の表面及び仕様書の添付は不要でよろしいでしょうか。	受注の事実及び受注内容が証明できる場合は、テクリスも「受注を確認できる書類」として認めることとし、これにより証明する実績については、契約書の表面及び仕様書等の添付は不要とします。
6		④ 業務実績書	該当する業務実績をすべて、とありますが、膨大な書類を必要とするため、本業務に有効と考えられる実績を応募者が選定のうえ、様式第4号に記載し、エビデンスも含め提出することは可能でしょうか。	実績が15件以上の場合は、実績を選定のうえ記載することも可としますが、その場合は最低でも15件となるよう「同種の業務」を優先的に選定したうえで記載してください。 なお、No.5の回答のとおり、テクリスも「受注を確認できる書類」として認めることとします。

7			「a から d の順に見出しを付して作成すること」とありますが、わかりやすく整理するために、その他の提案事項についても同様に枚数から除いた上で、見出し等を付してもよろしいでしょうか。	a～dの項目のいずれにも分類できない提案等がある場合は、別途見出し等を付して提出することは可とします。なお、その場合の追加の見出し等は、企画提案書の枚数に含めないこととします。
8	募集要項	4ページ 6 参加手続 (2) 企画提案書等の提出 ⑨ 企画提案書	企画提案書について、以下のような構成とすることで問題ないでしょうか。 ・別紙仕様書の「4 業務内容」の各業務の実施と全体の工程表に関する提案を記載 ・上記の内容に加え、a～dの各事項に対する提案について、それぞれ見出しを付して記載	募集要項の当該箇所に記載のとおり、「d 履行期間中の作業等に係る工程表」を、a～cの各種提案の後に見出しを付して記載してください。
9			「A 4 版 両面印刷で、表紙及び見出しを除き20ページ（10枚）以内」とありますが、A 3（横）版 片面印刷・Z折りを1枚あたり2ページ分のカウントとして用いることは可能でしょうか。	企画提案書の一部または全部をA3判用紙により提出することは可とします。A3判用紙は、横使い・片面刷り・Z折りで提出することとし、2ページ分としてカウントすることとします。
10	募集要項	3、4ページ 6 参加手続	提出書類（第2号～第8号、企画提案書、見積書）について、募集要項本文中及び各様式内に押印が必要である旨の記載がないようですが、全ての書類について押印は不要との理解でよろしかったでしょうか。 その場合、各書類内容欄に正本限定の記述がない書類については、正副の記載内容には違いがない、との理解でよろしかったでしょうか。 （例えば参加申込書は正も副も同じ内容等）	お見込みのとおりです。 ただし、募集要項6ページの8-(2)「契約内容」に記載のとおり、受託候補者として選定された者に対しては、改めて見積書の提出を求めるとしており、当該見積書には押印していただく必要があります。
11	募集要項	5ページ 7 選定 (3) 二次審査（プレゼンテーション） 実施方法	プレゼンテーション時に、提出済の企画提案書に基づき、パワーポイント等を作成し、説明することは可能でしょうか。	募集要項の当該部分に記載のとおり、新たな資料の配布を伴うものや、企画提案書に未記載の提案等を含むものでない限り、任意の媒体・ソフトウェアを使用してプレゼンテーションを行って構いません。
12	募集要項	5ページ 7 選定 (3) 二次審査（プレゼンテーション） 実施方法 I 注意事項	会場への入室は「3名以内」とありますが、様式第6号業務実施体制の「体制の特徴等」において協力を明記している場合には、協力会社担当者も入室可能な3名に含めることは可能でしょうか。	プレゼンテーションを行う者に、様式第6号「業務の実施体制」に記載のある協力会社の担当者を含めることは、可とします。
13	募集要領	7ページ 9 留意事項	商号、名称、ロゴ、住所又は氏名など応募者が特定できるような表現は用いてよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	事業者 評価基準	実績評価	履行実績における「同種業務」と「類似業務」の配点の違い・差をご教示ください。	配点の差については開示しませんが、質問No.6の回答に記載のとおり、実績を選定して記載する場合は、「同種の業務」を優先的に記載してください。

15	事業者 評価基準	見積価格	見積価格点（満点5点）の得点化方法（数式）をご教示ください。	見積価格に係る得点化の方法については開示しません。
16	仕様書	1ページ 1 業務の概要	本業務は、PPP/PFI手法の導入を前提として取り組む業務であることは理解していますが、検討結果として、PPP/PFI以外の事業手法（従来型方式など）と最終的に貴市が決定した場合は、それ以降の受注者側の対応等はどのようになる想定でしょうか。	現時点ではPPP/PFI手法（デザインビルド方式を含む）を採用することを想定していますが、それ以外の従来型方式（設計－施工－維持管理・運営を分離して発注する方式）等を採用することとなった場合は、受注者と協議のうえ契約変更を行うなどの対応が必要と考えています。
17	仕様書	2ページ 4 業務内容 (2) 官民連携手法の導入可能性調査・事業手法の選定	北図書館跡地の活用検討も業務範囲に含まれると考えればよいでしょうか。	委託業務には、北図書館跡地の活用方法の検討は含んでいませんが、北図書館跡地の活用方法を検討することも含めた企画提案内容とすることを否定するものではありません。
18	仕様書	2、3ページ 4 業務内容 (2)～(7)	PFI手法の採用を前提とした業務仕様となっていますが、事業スキームの検討結果によって柔軟に業務仕様を見直していただけたらと考えてよいでしょうか。	No.16と同趣旨
19			事業スキームの検討結果次第によっては、周辺歩道の整備・維持管理も事業化する可能性がある、と考えてよいでしょうか。	周辺歩道等の改修に係る設計・施工については、全体の整備方針を踏まえる中で、新図書館の整備等とは分離して別途発注し、維持管理は市の直営で行うことを想定しており、整備範囲や実施時期については、今後市が検討していくこととなります。 ただし、新図書館や公園と一体的に整備・維持管理を行う事業スキームを検討することも含めた企画提案内容とすることを否定するものではありません。
20	仕様書	4ページ 4 業務内容 (10) その他	「本市が行う市民意見聴取」とは仕様書別紙P11の「タウンミーティング等」を指し、これらの企画・運営は貴市が主体として実施する（受注者は助言等の支援）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、市民意見聴取方法の提案やタウンミーティング等の運営支援を行うことも含めた企画提案内容とすることを否定するものではありません。
21	仕様書	5ページ 6 成果品 (2) 令和7年度	「ア基本計画（本編）及び基本計画（概要版）」「イ導入可能性調査報告書」の成果品仕様に記載の製本20部の製本仕様は、製本テープによる簡易製本（レザック製本ではない）との理解でよろしいでしょうか。	製本仕様に係る特別の指定はありません。

22	募集要項	7ページ 9 留意事項 (8)	<p>「本業務の受託者及びその協力企業、（中略）は、本業務において、（省略）設計等事業者の公募資料作成等に係る支援を行った各施設について、設計等事業者の応募企業（省略）又はその構成員（省略）として参加することはできない。」とあります。</p> <p>募集要項で記載の「設計等事業者の公募資料作成などに係る支援」とは、仕様書で記載の「4 業務内容（5）既存施設跡地の活用方針の検討」は含まず、「4 業務内容（6）実施方針等の作成及び公表」は含まれるとの理解でよいでしょうか。（5スケジュール記載の令和7年9月基本計画の策定（成案化）までは、「設計等事業者の公募資料作成などに係る支援」には当たらず、それ以降の業務が該当するものと認識しています。）</p> <p>上記の理解が正しい場合、「4 業務内容（5）既存施設跡地の活用方針の検討」までに関わっていた本業務の協力企業は、設計事業者等の応募企業又は構成員として参加することは可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	
23	仕様書	4 業務内容 (5) (6) 5スケジュール		<p>本業務の受託者及びその協力企業等については、本業務の対象となる各施設の「設計等事業者」の応募企業又はその構成員等として参加することは認めないこととします。</p>

以上